

政治資金残りあと

125,921円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

前回までの残高	161,322円
印刷代（ビラ印刷代）	19,462円
交通費（駐車場、燃料代）	12,103円
会場費差額	-800円
通信費（携帯電話）	4,636円
合計 01/6/4～01/6/30	35,401円

寄付は、さがみ信用金庫 大田・浦田出張所
普0051228 武松政策研究会 武松忠 まで！

市政を考える 月刊武松

発行日
01/7/2

第24号

たけまつ ただし
頒布責任者： 武松 忠
武松政策研究会

聖域なき構造改革と市政！

小田原市議会6月定例会一般質問から

小田原市議会6月定例会一般質問で以下の項目を市長に問いました。

■聖域なき構造改革の中で本市の基本的な財政の考え方について

Q.道路特定財源の見直し、*地方交付税制度の見直しが本市にどんな影響を及ぼすのか？また、市は地方交付税交付団体であり続けるのか？

A.構造改革がまだ具体化していないため、歳入の増減や規模が確定していないが、既に地方交付税制度の見直しで臨時財政対策債（地方交付税の不足分の強制的な借金）を確定後に補正する予定であり、状況は確実に変わってきている。

昨年度は、経常経費の節減を進めた結果、財政調整基金10億円の取り崩しをせずに済むなど、効率的で健全な財政運営に今後とも努力していく。

■自治体合併を視野に入れた事業の検討について

Q.住民基本台帳システムの導入等により市境が部分的に無くなっていく。行政サービスの広域化や相互利用を進める協議を2市8町でしておく必要があるのではないか？

A.住基システムは、15年8月からの全国一斉運用に向け準備を進めている。また、ICカードの空きメモリーの運用方法は、現在国で標準化を進めているところである。

施設利用については、既に市境を越えて共用できるものが多く、県西地域広域市町村圏協議会においても「**広域連携の強化**」が基本であるが、本市が進めているインターネット予約等の対応には、自治体間に温度差があるのが現状である。

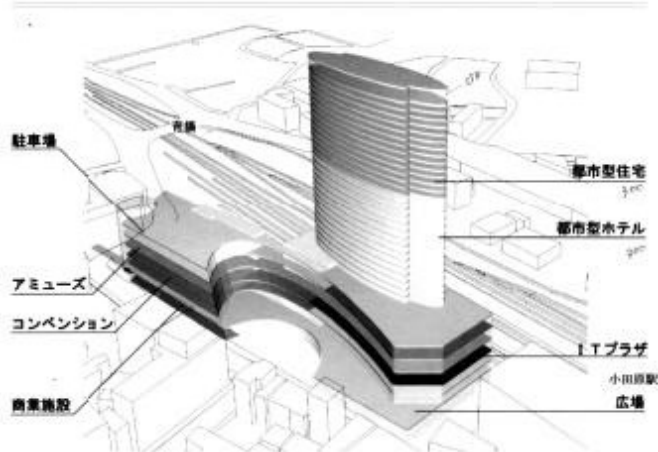


■お城通り地区再開発事業について

Q.平成元年3月の再開発準備組合設立以降の市費投入総額はいくらか？また70%の土地所有者である小田原市の姿勢は？

A.準備組合補助金として410万円、コンサルタント委託料として1億50万円投入している。念のため今回公表された基本計画作成費用は20万円である。

このお城通り地区再開発事業は、市として非常に大切な事業で、**実現に向け最大限の努力をする**。また駅ビル計画については現在まで明確な回答を得ていないが、引き続き要望していく。



*地方交付税制度

基準財政需用額－基準財政収入額＝財政不足額
地方交付税交付金は、財政不足額に準じ交付する。

・基準財政需用額

妥当かつ合理的な平均的水準として算定した行政運営費。

（補正係数を乗するが、人口の補正係数が大）

・基準財政収入額

標準的に収入しうる地方税等
（市民税、固定資産税等）

回遊ターミナルか？

お城通り地区再開発事業の基本計画が、示されたとき、その計画図にＩＴプラザというのがありました。（表ページ参照）

ＩＴプラザが何をするのかわかりませんが、人と情報が行き交うというコンセプトを具体化したものなのでしょう。しかし、どうも引っかかるのです。

ＩＴ革命といわれ、急速に情報化が進みました。なかでもｉ-モードが典型ですが、現在の情報の受信は、携帯端末で**個人に直接**が標準化しつつあります。

駅隣接のターミナル機能の高いお城通り地区に、ＩＴプラザが必要なのでしょうか？
情報は、個人に直接の時代ですから、人の集まる

ところには、むしろ**現実のサービスが必要**なのではないのでしょうか？

現実のサービスは、例えば駅保育所、行政窓口、子育て支援センター、市民活動サポートセンター、観光案内所等々・・・個人的には、城下町ホールも駅隣接地にあるべきだと考えるようになりました。

城下町ホールは、現在三の丸地区の建設計画になっていますが、ホールに回遊性を求めているのでしょうか？わざわざ来場者を歩かせることがホールの魅力を下げてしまうのではないかと危惧するのです。来場者の多いホールで商店街の活気を取り戻そうという二兎を追うような政策は共倒れになってしまいます。

新幹線を含め５路線が停車するターミナル機能の高い駅周辺だからこそ、**ホールに回遊性を求めてはならない**と考えるようになりました。（武松）

The Voice 今までに頂いたご意見から

小型焼却炉は使用禁止のはずですが？ 市内在住 60代 男性

既に小型焼却炉の使用や、野焼きが禁止されているはずですが、市ではどのような対策をとっているのですか？

市では、随時巡回パトロールを行っています。市環境部環境保全課（Tel 33-1482）に対象となる設置場所を連絡していただければ、指導致します。

最近、苦情が増えているようですが、設置場所を明確に伝えていない例が多く、具体的措置が取れないこともあるそうです。通報者の秘密も守られますので確実に対象となる場所を連絡して下さい。

なお、法的には、神奈川県生活環境の保全等に関する条例の第49条に屋外燃焼行為の制限が適用されます。

規制で定めるもの（燃やしてはならないもの）

①合成樹脂 ②ゴム ③木材（伐採木、木の枝を含む） ④布 ⑤紙

例外措置として、地域的慣習による催し（どんど焼き等）に伴う燃焼行為、その他の規制（農業関係）で定める燃焼行為があります。

（武松）



武松政策研究会 月例勉強会のお知らせ

7月の勉強会は、参議院議員選挙の告示期間中（7/12～7/28）のため中止いたします。

8月の勉強会は、8/18（土）市民会館6階第1多目的室で18時より開催します。テーマは、8月の月刊武松でお知らせします。

勉強会は、必ず第3土曜に開催いたします。



私は参院選では、同世代の**小林ゆたか**さんを応援します。

会員募集！ 後援会員を募集しています。年会費1口3000円で上限は10口とします。

会費は月刊武松の制作や発送、勉強会の運営、交通費等に充てられます。

振込先：さがみ信用金庫 ダイバープラザ出張所 普0051228 武松政策研究会 武松忠 まで！